

第九十三回国会 社会労働委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十五年九月二十九日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 山下 徳夫君
理事 今井 勇君 理事 戸井田三郎君
理事 戸沢 政方君 理事 湯川 宏君
理事 田口 一男君 理事 森井 忠良君
理事 平石磨作太郎君 理事 米沢 隆君
小沢 辰男君 金子 岩三君
木野 晴夫君 小坂徳三郎君
古賀 誠君 竹内 黎一君
谷垣 専一君 友納 武人君
中尾 栄一君 中野 四郎君
長野 祐也君 丹羽 雄哉君
葉梨 信行君 八田 貞義君
浜田卓二郎君 船田 元君
牧野 隆守君 箕輪 登君
池端 清一君 枝村 要作君
金子 みつ君 川本 敏美君
佐藤 諒君 梶野 泰二君
永井 孝信君 大橋 敏雄君
塩田 晋君 浦井 洋君
小沢 和秋君 石原健太郎君
菅 直人君

昭和五十五年十月十四日(火曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 山下 徳夫君
理事 今井 勇君 理事 戸沢 政方君
理事 湯川 宏君 理事 田口 一男君
理事 森井 忠良君 理事 平石磨作太郎君
理事 米沢 隆君
小沢 辰男君 木野 晴夫君
古賀 誠君 竹内 黎一君
谷垣 専一君 長野 祐也君

丹羽 雄哉君 葉梨 信行君
八田 貞義君 浜田卓二郎君
船田 元君 牧野 隆守君
箕輪 登君 池端 清一君
金子 岩三君 佐藤 諒君
梶野 泰二君 永井 孝信君
大橋 敏雄君 塩田 晋君
浦井 洋君 小沢 和秋君
木村 守男君 菅 直人君
出席國務大臣
厚生 大臣 園田 直君
労働 大臣 藤尾 正行君
出席政府委員
厚生大臣官房長 吉村 仁君
厚生大臣官房審議官 幸田 正孝君
厚生省保険局長 大和田 潔君
厚生省年金局長 松田 正君
労働大臣官房長 谷口 隆志君
労働大臣官房審議官 倉橋 義定君
労働省労働基準局長 吉本 実君
委員外の出席者
社会労働委員会 河村 次郎君
調査室長

委員の異動

十月十一日
辞任 大橋 敏雄君 補欠選任 矢野 紇也君
同日 辞任 矢野 紇也君 補欠選任 大橋 敏雄君
同月十四日 辞任 石原健太郎君 補欠選任 木村 守男君

同日
辞任 木村 守男君 補欠選任 石原健太郎君

九月二十九日
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第一号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第二号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第三号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第四号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第五号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第六号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第七号)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(内閣提出、第九十二回国会議決第八号)

決第八号)
十月六日
こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出第五号)(予)

同月七日
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
同月十四日
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
同月十三日
国際障害者年に関する諸願(福島護二君紹介)(第六号)
国民健康保険における傷病手当、出産手当の実施等に関する諸願外一件(石原健太郎君紹介)(第九号)
同(池端清一君紹介)(第二六号)
同(佐藤諒君紹介)(第二七号)
同(森井忠良君紹介)(第二八号)
百歳長寿者に特別手当支給に関する諸願(宇野宗佑君紹介)(第一〇号)
旧満洲国黒河省黒河山神府の遺骨収集に関する諸願(大塚雄司君紹介)(第一一号)
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する諸願(春日一幸君紹介)(第一二号)
同(永末英一君紹介)(第一三号)
戦後ソ連強制抑留者の補償に関する諸願(田川誠一君外十一名紹介)(第一四号)
同(石田幸四郎君紹介)(第一四一号)
同(大久保直彦君紹介)(第一四二号)
同(大野潔君紹介)(第一四三号)
同(大橋敏雄君紹介)(第一四四号)
同(飯沼清君紹介)(第一四五号)
同(斎藤実君紹介)(第一四六号)

同(鈴切康雄君紹介)(第四七号)
同(武田一夫君紹介)(第四八号)
同(数野義彦君紹介)(第四九号)
良い医療制度の確立に関する請願(岡田利春君紹介)(第三〇号)

厚生年金保険法の改悪反対等に関する請願(上坂昇君紹介)(第三二号)
同(渡部行雄君紹介)(第三三号)

医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(嶋崎義君紹介)(第三三三号)
同(横山利秋君紹介)(第三四号)

同(大島弘君紹介)(第一六〇号)
同(土井たか子君紹介)(第一六一号)
同(水田裕君紹介)(第一六二号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)
同(武藤山治君紹介)(第一六三三号)

出第一七号)
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○山下委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生関係の基本施策に関する事項
労働関係の基本施策に関する事項
社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○山下委員長 この際、厚生大臣及び労働大臣から発言を求められておりますので、順次これを許します。園田厚生大臣。

○園田厚生大臣 このたび、齋藤前厚生大臣の後を受けまして、厚生大臣に就任いたしました園田直でございます。

国民生活全般に深くかわり合いのある厚生行政を急遽担当することとなり、責任の重大さを痛感いたしております。

社会労働委員会の御審議に先立ち、お許しを得て、就任のごあいさつを兼ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

厚生行政にとって一番大切なことは、人間の生命と幸せを守り育てるための活力ある社会の建設を目指して温かい血の通った行政を推進していくことであると考えております。

昨今、国民の健康と生命を守る重要な責務を有する医療機関において、医療に関する国民の信頼を著しく損なう行為が見られたことは、この意味においてまことに遺憾であり、不祥事を起こした医療機関に対しては厳正な態度で臨む所存であります。

また、あわせて今後このような事件が二度と起こらないよう医療機関に対する指導監督を強化するとともに、国民の医療に対する信頼を回復すべく医療に関する諸問題について広範な角度から検討を進める所存でございます。

今日わが国は、諸外国にも例を見ない速さで高齢化社会を迎えつつありますが、こうした社会情勢に即応した新しい厚生行政の路線を敷くことが最も重要な課題であり、とりわけ今日のように財政状況を初め周囲の環境が厳しくなればなるほど、力を合わせて厚生行政の真価を発揮していかなければならぬと考えております。

当面、さきの通常国会において種々御審議を煩わした健保、年金両法案について改めて御審議を願うこととしておりますので、速やかに改正が実現されますようお願いする次第であります。

また、懸案の老人保健医療制度につきましても、すべての国民が健康やかな老後を迎えることができ、しかも、それに要する費用をすべての国民が公平に負担するという制度を確立することが重要であります。

この問題につきましても、現在社会保障制度審議会に諮問し、御審議をお願いしているところであり、厚生省においても先般老人保健医療対策本部の第一次試案を公表したところであり、今後関係方面の意見を聞きながら、できるだけ早く厚生省としての成案を得たいと考えております。

このほか、厚生行政は、生涯を通じて国民健康づくり対策の推進、国際障害者年を来年に控えて心身障害者など社会的、経済的に不利な条件を抱

えた者の社会参加の促進、次代を担う児童の健全育成、医薬品等の安全性の確保など国民生活に密接な課題が山積しており、これらに積極的に取り組んでまいるのであります。

私は、委員各位の御鞭撻を得ながら専心努力し、国民福祉の着実な前進を図ってまいれる所存であります。何とぞ絶大な御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

○山下委員長 園田厚生大臣。

○園田厚生大臣 御審議をちょうだいいたします。先立ちまして、私の所信を申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、私も労働省が抱えております問題は、人に関する問題でございます。これから先、物と金といいますがものを中心にいたしました政治課題は、人を重点に置く政治に大きく変わっていかねばならないと考えます。そういつた大きな政治の転換期に当たりまして、私も労働行政が考えていかなければなりません担当をいたしました問題の重大さは非常に大きくなってきておる、かように考えるわけでございます。一生懸命に勉強をいたしまして、皆様方の御協力をちょうだいをお願いしまして、何とかこの仕事を完遂をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

ただいま私も労働省が直面をいたしております問題のうち最大の問題は、何と申しましても高齢化社会を迎えておるといふ事実、どのように対策を打っていくかというところでございます。

このことは、私も、ただ単に日本民族の寿命が延びてまいりまして、高齢者の方々が多くなってきたという側面だけからでは、なかなかこれが解決に処し切れない、かように思っています。と申しますのは、何といいたしても、そのこと自体が意味しておりますことは、同時に、わが民族の出生率がきわめて低下しておるといふ状態がここ数年続いてまいっております、これから先も、これが急速に解決をするという方向になかな

かまいたらぬだろう、私はかように考えるからでございます。でございますから、こういって問題にしましては、私どもが、ただ労働省といたしまして考えるというようにことで解決し切れる問題ではないわけでございまして、総理大臣初め政治全体の問題といたしまして取り組んでいただくなければなりません、なかならず厚生大臣あるいは文部大臣等々の御協力をちょうだいをし、ともに、こういって問題に対処してまいらなければならぬ、かように考えるわけであります。

高齢化社会ということでございすから勢い、いままでの制度あるいは慣習というふうなものは追いついていけないわけでございす。したがって、ただ単に就労者を私どもが確保するというような意味からだけではございせん、もっと広い意味から考えていかなければいけないわけでございす。それ、御隠退というふうなわけにはまいらない。お年を召した方々にも、なおかつ御健康であられまする以上は、ひとつお働きをいただくかなければならぬ、こういうことになりますわけで、当面、定年制の延長でございすとか、その他の施策を講じていかなければならぬと、これは決して、その定年までお働きを願えれば、それでよろしいというものではございせん、六十歳の定年制が六十三歳であらう、六十七歳であらうが、あるいは七十歳におなりになられても、なおかつ日本の国の責任の半分をお担いをいたして、そうしてお働きを願う、社会のため、国家のために御貢献をいただく、そういった喜びといまするものを付加をしていただきまして、それぞれの御高齢の方々の人生をさらに豊かに大きくしていくというふうなことに、私どもの本當の願いが込められておるわけでございす。

したがって、何といひましても御健康でいただかなければならぬわけでございまして、そのためには、どういたしましても私どもだけではやうていくわけにはまいりません。これは厚生大臣

にお願いをしなければならぬわけであります。さらに私どもは、この労働という問題につきましまして、これはお働きといまするものの価値が、どなたがお働きになられましても、その価値が同じように評価をされるということが大切でございまして、そのためには家内でお働きになつておられます御内職の方々でありますとか、あるいはパートでお働きになつておられます方々でありますとか、あるいは下請でお働きになつておられます方々でありますとかいふような方々のお働きが、組合の制度で守られておられます第一線の労働の方々といまするもののお働きと同じように、やはり扱われていかなければならぬ。そのためには、行政は主として、いままで劣悪な状態のもとに置かれてまいりましたこういって方々に對しまして、より厚く私どもがこれを考えていかなければならぬ、こういうことであらうと思ひます。

さらに、何といひましても日本の国は國際的にいろいろな意味で誤解をいろいろとちょうだいをいたしておるわけであります。そういう誤解を解きまするためには、欧米社会の通念になつておりますような労働条件といまするものを私どもはつくり出していかなければならぬわけでございまして、そのためには時間、制度その他いろいろと考へ直していかなければならぬ、かように考へておるわけでございす。

いすれにいたしましても非常に大きなむずかしい問題をたくさん抱えております。何とか一生懸命にやりまして、ひとつ国家のために御奉公をいたしたい、かように考へておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございまして。(拍手)

○山下委員長 次に、内閣提出、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案並びに本日付託になりました内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法等の一部を改正

する法律案の三案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。園田厚生大臣。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○園田國務大臣 ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国は諸外国に例を見ない急激な速度で高齢化社会に移行しつつあり、老後の生活の支えとなる年金制度に対する国民の関心と期待は、年金受給者の急速な増加と相まって、かつてない高まりを示しております。昭和五十一年度には、厚生年金及び国民年金を中心に財政再計算の実施とあわせて給付水準の引き上げ等の制度改善が行われたところであり、その後における社会経済情勢の変動に對し、これらの制度について所要の改善を行う必要が生じております。

このようない趣旨にかんがみ、厚生年金、国民年金等について、財政再計算を一年繰り上げて昭和五十五年年度に実施し、年金水準の引き上げ、遺族年金及び母子年金その他の給付の改善を行うほか、福祉年金の額の引き上げ等を行うことにより、年金制度の実質的な改善充実を図るとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当についても額の引き上げを図ることを内容とする厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を本年二月、第九十一回国会に提出し、御審議を願わしたのでございす。成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、年金制度の改正に対する国民の要望にはきわめて強いものがあることから、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。以下、改正案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げにつきましては、本年六月から新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約十三万六千円に引き上げることとし、定額部分については単価の引き上げ、報酬比例部分については過去の標準報酬の再評価を行うこととしております。また、加給年金額につきましては、单身世帯よりも夫婦世帯に手厚い改善を図る観点から、配偶者の加給年金額を月額六千円から一万五千円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしております。そのほか、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第二に、在職老齢年金について、受給者の実態を勘案し、本年六月から六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金の支給対象を標準報酬月額十五万五千円までの者に拡大する等の改善を図ることとしております。

第三に、遺族年金につきましては、受給者の生活実態等を勘案し、年金による生活保障の必要性が高いと思われる有子の寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いて改善を図ることとし、寡婦加算額を本年八月から子供二人以上の寡婦の場合、月額七千円から一万七千五百円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしております。

一方、遺族の範囲につきましては、年齢等を勘案して見直すこととし、子のない四十歳未満の妻につきましては、年金の支給対象としないこととしております。

第四に、標準報酬につきましては、最近における賃金の実態に即して、本年十月から、四万五千円から四十一万円の三十五等級に改めることとしております。

第五に、保険料率につきましては、給付改善及び将来の受給者の増加に對して、長期的に財政の健全性を確保する観点から段階的に引き上げる必要があり、今回の引き上げ幅につきましては、千分の十八にとどめることとし、本年十月

から引き上げることとしております。なお、女子につきましても、本年十月から千分の十九引き上げるとともに、昭和五十六年以後毎年六月から千分の一ずつ引き上げ、保険料率の男女差の解消を図ることとしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。なお、船員厚生年金保険の改正に準じた改正を行うこととしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

拠出制国民年金につきましては、まず年金額の引き上げを図ることとし、本年七月から二十五年加入の場合の年金額を月額四万二千円とし、現実に支給されている十年年金の額を月額二万六千五百五十円に、五年年金の額を月額二万六千六百円に、それぞれ引き上げることとしております。そのほか、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額を引き上げることとしております。

第二に、母子年金及び準母子年金について、本年八月から母子加算及び準母子加算制度を創設し、夫等の死亡により他制度の遺族年金の支給を受けることができない者は、月額一万五千円を母子年金等の額に加算することとしております。

第三に、保険料の額につきましても、財政の健全性を確保する見地から、昭和五十六年四月から月額四千五百円に改定することとし、以後段階的に引き上げることとしております。

福祉年金につきましては、十年年金の引き上げ率を勘案して、老齢福祉年金の額を月額二万円から二万五千五百円に引き上げる等所要の改善を行うこととしております。

次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正について申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万八千円に引き上げるなど所要の改善を図るとともに、福祉手当につきましても引き上げを行うこととしてお

ります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

健康保険制度の基本的改革は、かねてから重要な課題となつておるところであります。健康保険をめぐる諸情勢は、近年激しさを加えております。

かつてのような高度経済成長が期待できない情勢のもとにおいては、人口構成の老齢化や医療の高度化等により医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続くものと考えられます。また、このような医療費の負担の問題のみならず、医療体制の整備、老人保健医療制度の整備など、早急に解決を図るべき多くの問題があります。

したがって、健康保険制度の基本的改革に当たりましては、健康保険制度のみにとどまらず、医療制度、健康管理制度など、関連各分野においても逐次改善を図つてまいる考えであります。

医療保険制度の改革については、まず、社会経済情勢の変化に対応した健康保険制度の健全な発展を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案を第八十四回国会に提出し、その後第九十一回国会に至るまで御審議を煩わしたのであります。成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、医療保険制度の改革は緊急の国民的課題であり、一刻も早くその実現を図る必要があることから、さらに今国会にこの法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の内容について、概略を御説明申し上げます。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

す。

第一は、医療給付に関する改正であります。被保険者と被扶養者との医療給付について同一水準の給付を確保することを基本とし、患者負担を適正なものとするものとしております。

患者負担につきましては、初診時の負担を千円とし、投薬、注射に係る薬剤または歯科材料に要する費用の二分の一を新たに負担額として投与しております。ただし、高価かつ長期間連続して投与される薬剤や、検査、麻酔に使用される薬剤は、負担の対象としないこととしております。さらに、入院の場合には一日につき給食料に相当する額を負担していただくこととしております。

これらの患者負担の額が著しく高額となったときは、高額療養費を支給することとしております。

第二は、分娩費等の給付に関する改正であります。分産費等の最低保障額や配偶者分娩費等の額を現行に即して改定できるものとするため、政令で定めることとしております。

第三は、保険料に関する改正であります。保険料負担の公平を図るため、賞与等についても標準報酬と同様の保険料率で保険料を徴収することとしております。

次に、給与の実態に即して標準報酬等級の上限を調整できることとするため、上限に該当する被保険者の割合が百分の三を超えた場合には、社会保険審議会の意見を聞いて政令をもって上限を改定できることとしております。

また、政府管掌健康保険の保険料率は、厚生大臣が社会保険審議会の議を経て千分の八十を超えない範囲内において定めることができることとしております。健康保険組合の保険料率も同じく千分の八十を超えない範囲内において決定するものとしたしております。

第四は、国庫補助に関する改正であります。政府管掌健康保険についての保険料率の調整に連動した国庫補助率の調整規定は廃止し、国庫補助

率は、主要な保険給付に要する費用の現行の千分の百六十四から千分の二百の範囲内において政令で定めることとしております。

第五は、財政調整についてであります。今後、被用者医療保険間において財政調整措置が講じられるまでの間、健康保険組合間の財政調整を実施することとしております。

第六は、保険医療機関などの登録、指定等に関する改正であります。個人開業医については保険医の登録があった場合、保険医療機関の指定があったものとみなすものとして手続の簡素化を図る規定、保険医療機関等の指定を拒否できる事由を法定する規定、未払いの一部負担金について、保険者が保険医療機関等の請求により徴収処分をすることができるよう規定を設けることとしております。

その他、給付の平等を図る見地から健康保険組合の付加給付を規制する規定を設けるほか、療養費の支給要件を緩和するための規定、海外にある被保険者等に対する保険給付の実施と保険料の徴収を行うための規定その他の規定の整備を行うこととしております。

次に船員保険法の改正について申し上げます。船員保険の疾病部門につきましても医療給付、分娩費等の給付などについて、さきに述べました健康保険の改正に準じて所要の改正を行うものであります。

次に、社会保険診療報酬支払基金法の改定について申し上げます。社会保険診療報酬支払基金における審査について再審査に関する規定を整備するものであります。

なお、この法律の実施時期につきましては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ

とをお願い申し上げます。

○山下委員長 藤尾労働大臣。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○藤尾國務大臣 たいいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、今日まで数々にわたり改善を重ねてまいりましたが、重度障害者その他の年金受給者等に対するきめ細かな配慮の必要性、関係制度の動向などにかんがみ、その改善について、かねてから労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきたところであります。

同審議会における検討の結果、昨年十二月、当面措置すべき制度の改善について労使公益各側委員全員一致による建議をいただきました。

政府といたしましては、この建議を尊重し、必要なものを予算化するとともに、法律改正を要する部分について改正案を作成し、これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ了承する旨の答申をいただきました。また、船員保険につきましても、同様な改正案を社会保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ同様の答申をいただいたところであります。

これらの関係審議会の審議を経て、さきの第九十一回国会に労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を提出いたしました。衆議院で審議終了となったところであります。しかしながら、この法律案による制度の改善は、早急にその実現を図る必要があるため、再度提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。まず、労働者災害補償保険法関係の改正について

てであります。

第一は、遺族補償年金の給付額について、たとえば遺族一人の場合、現在、給付基礎年額の百分の三十五に相当する額を原則といたしておりますものを給付基礎日額の百五十三日分、すなわち給付基礎年額の約百分の四十二に相当する額とするなど、その引き上げを行うこととしたことであります。

第二は、障害補償年金について、その受けた年金の合計額が一定額に達しない間に受給権者が死亡したときは、その差額に相当する額の一時金を当該受給権者の遺族に支給することとしたことであります。

第三は、障害補償年金について、受給権者に対して一定額の範囲内で前払い一時金を支給することとしたことであります。

第四は、年金たる保険給付等の額のスライドの発動要件について、現在は賃金水準が一〇%を超えて変動することを要することとしておりますが、この賃金水準の変動幅を六%を超えることで足りることとしたことであります。

第五は、通勤災害に関する保険給付についても、これらに準じて措置することとしたことであります。

第六は、年金受給者のために、厚生年金保険等と同様の年金担保融資制度を設けることとしたことであります。

第七は、同一の事由についての労災保険給付と、それと重複する部分の民事損害賠償とを調整するための規定を整備することとしたことであります。

第八は、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、事業場ごとの災害率に応じて保険料を調整するいわゆるメリット制度の調整幅を拡大するとともに、その調整率の計算の基礎となる収支率の算定に關し技術的な改善を行い、労働災害の防止努力が的確に反映できるようにしたことであり

ます。次に、船員保険法関係の改正について申し上げます。

まず、この改正は、船員保険の職務上の事由による保険給付の内容について、おおむね労働者災害補償保険法関係の改正に準じた改正を行うこととしたことであります。

以上のほか、この法律案においては、この附則において以上の改正に伴う経過措置を定めております。

なお、労働者災害補償保険法関係の施行期日は、スライド制の改善及び遺族補償年金の額の引き上げにつきましては公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日、保険料のメリット制度の改正につきましては一般事業は本年十二月三十一日、有期事業は昭和五十六年四月一日とし、その他の改正事項につきましては同年十一月一日としております。

また、船員保険法関係の施行期日は、労働者災害補償保険法関係の施行期日に準ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○山下委員長 これにて三案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明後十六日木曜日午前九時五十分より理事会、午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇二、〇〇〇円未満

第一四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第一五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第一六級	一二八、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第一七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第一八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円以上

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万八千円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。
第三十八条第二項中「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削る。

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間に、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被

保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を前項に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後に、おいては、六十歳に達したときは、」を「その者の請求により、七十歳を六十五歳に、」の請求をした日の属する」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中「又は被保険者の資格を取得したとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。）」を削る。

第四十六条第一項を次のように改める。

老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間に、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被

保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条に次の二項を加える。

4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつていない場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつていない場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて法令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間に、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六条の三第二項及び第三項を削る。

第四十六条の六を次のように改める。

（失権）

第四十六条の六 通算老齢年金の受給権は、受

給権者が死亡したとき又は老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第四十六條の七第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、通算老齢年金の額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

2 通算老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第五十條第一項第三号中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第五十四條に次の一項を加える。

3 第四十六條第四項及び第五項の規定は、障害年金について準用する。

第五十九條第一項中「維持したものとす」を「維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす」に改め、同項ただし書各号列記以外の部分を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 妻については、次のいずれかに該当すること。

イ 四十歳以上であること。

ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

第五十九條第三項中「子とみなす」を「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」に改める。

第六十條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第六十二條の二第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「十二万円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第六十三條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九條第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、かつ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるときを除く。

第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 遺族年金は、その受給権者である妻が第六十二條の二第一項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く）であつて、他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十八條の三中「第四十六條の三第一項第一号イからニまで」を「第四十六條の三第一号イからニまで」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の九十一」を「千分の百九」に、「千分の六十一」を「千分の七十七」に改め、同項第二号中「千分の七十三」を「千分の九十二」に、「千分の四十七」を「千分の六十三」に改め、同項第三号中「千分の百三」を「千分の百二十一」に、「千分の六十一」を「千分の七十七」に改め、同項第四号中「千分の九十一」を「千分の百九」に改める。

第三百三十一條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号ただし書中「及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で当該受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、第四十三條第四項から第六項までのいずれかの規定により改定されたとき。

ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

第三百三十一條第二項中「第四十六條の六第三号に掲げる理由」を「通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したとき」に改める。

第三百三十三條中「第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項」を「第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の七第一項若しくは第二項」に、「こゝを」を「こゝを」に改める。

附則第十二條第三項を次のように改める。

3 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律によ

る第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

附則第十二條第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を、「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改め、「及び第六十二條の二の規定により加算する額を削り、七万二千元」を「九万八千四百円」に改める。

附則第二十八條の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八條の三中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は」を「死亡したとき、又は老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三條第一項」を「厚

生年金保險法第六十三條第一項及び第二項に
改める。
(船員保險法の一部改正)

第三條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項の表を次のように改める。

標	準	報	酬	報	酬	月	額
等	級	月	額	日	額	報	酬
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満	五〇、〇〇〇円未満			
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満			
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満			
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満			
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満			
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満			
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満			
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満			
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満			
第一〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満			
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満			
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満			
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満			
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満			
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満			
第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満			
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一二〇、〇〇〇円未満			
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満			
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満			
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満			
第一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満			
第二級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満			
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満			

第二四級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第三六級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上	

第二十三條第二項各号を次のように改める。

一、第五十条第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合額ヲ加ヘタル額」を加える。

第二十七条ノ第三項中「第四号」を「第一号」に改める。

第三十四条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次と次の一項

二十八歲以上ノ子又ハ孫

四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹

第二十三條第三項中「第五十條第一項第

第五十條第一項第一号若ハ第四号ニ

但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨ

險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其

第二十三條ノ七第四項中「第五十條

一ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキ

金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に、「(第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える。

第二十七条ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。

第三十四条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ノ二ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ若シ老齡年金ヲ支給ス

第三十五条第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千元」に、「三万六千四百円」を「三万二

千八百円に、二十万七千円を「三十六万九千円」に改める。

第三十六条第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「三万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四十八万円」を「三万四千円」に改める。

第三十七条中「又ハ被保険者ト為リタルトキ（六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク）」を削る。

第三十八条第一項を次のように改める。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十ニ相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

第三十八条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八条に次の二項を加える。
老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ老齢年金又ハ障害年金（其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル老齢年金

又ハ障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス
老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ他ノ公的年金各法ニ基キ年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付ヲ受テ以テ定ムルモノ（其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三十八条ノ二第二項中「七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳を、六十五歳ニ達シタルトキハ六十五歳を、」其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スルを「六十五歳ニ達シタル」に改め、同条第三項を次のように改める。
老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項に次の一号を加える。

四 第一号イ乃至ニ何レカニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同号イ乃至ニ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ二第二項及び第三項を削る。

第三十九条ノ四を次のように改める。

第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ老齢年金ノ受給権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十ニ相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一条ノ二第一項中「七万三千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四十八万円」を「三万四千円」に改める。

第四十四条ノ三に次の一項を加える。

第三十八条第四項及第五項ノ規定ハ障害年金ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ之等ノ規定中「第三十六条第一項」トアルハ「第四十一条ノ二第一項」ト読替フルモノトス

第五十条第一項第四号中「十五歳未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除キ」を削り、同項第五号中「十五歳未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク」を削る。

第五十条ノ二第一項第一号ロ中「四万九千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号ロ中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、同条第三項中「三十九万六千円」を「五十六万六千円」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十条ノ四第六号中「子」を「夫、子」に改め、同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十三条第二項第一号但書ニ該当シタル為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子ナクナツタトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ四に次の一項を加える。
第五十条第一項第一号又ハ第四号乃至第六号ニ該当スルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル父母、孫又ハ祖父父母ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ失フ

第五十条ノ七ノ二の次に次の一条を加える。
第五十条ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十条ノ三ノ二各号ノ一ニ該当スル場合（同条但書ニ該当スル場合ヲ除ク）ニ於テ他ノ公的年金各法ニ基キ年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付ヲ受テ以テ定ムルモノ（其ノ金額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同条ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十條ノ八ノ二中「第三十九條ノ二第一項第一号イ乃至三」を「第三十九條ノ二第一号イ乃至三」に改める。

第五十一條第一項中「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改める。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百八十四」を「千分ノ二百六」に改め、同項第二号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百九十五」に改め、同項第四号中「千分ノ百六」を「千分ノ百二十八」に改める。

第六十條第一項第一号中「千分ノ八十七・五」を「千分ノ九十八・五」に改め、同項第二号中「千分ノ八十二」を「千分ノ九十三」に改める。

別表第三ノ二中「二四、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同條第四項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千円」を「八十六万千円」に改める。

附則第十七條第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第十七條中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同條第七項中「船員保険法第

三十九條ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による「死亡したとき、又は船員保険法による老齢年金若しくは」に改め、同項を同條第五項とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「（第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）」を加え、「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第六條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第三條第三項中「であつて六十五歳以上であるもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第三條の二第一項及び第四條第一項中「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第十三條の二第二項中「厚生年金保険法による老齢年金の額」の下に「（加給年金を除く。）」を加え、同項第一号中「第四十四條の二の規定により」の下に「計算した額（加給年金を除く。）」を加え、同項第二号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同條第二項中「と加給金の額との合算額」を削り、同項第一号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第二号中「第四十四條の二の規定により」の下に「計算した額（加給年金を除く。）」を加える。

第十四條の前の見出しを削り、同條及び第十五條を次のように改める。

第十四條及び第十五條 削除

第十六條第一項本文中「第二十四條」を「第二十級」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間、老齢年金の額（加給金に相当する金額を除く。）につき厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限り支給を停止する。

第十八條の見出しを「（老齢年金の調整）」に改める。

第十九條第一項中「及び第三十七條」を削る。

第十九條の三第一項中「第二十二條」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「申請した」に改め、「第三十九條ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同條第二項中「第二十四條」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「申請した」に改め、「第四十六條の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十條第一項中「第四十六條第二項」を「第四十六條第一項」に、「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項」に、「第五十四條」を「第五十四條第二項若しくは第二項」に改める。

第二十五條の二及び第二十六條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）
第七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條中「改正後の」を削る。

附則第七條第一項中「改正後の」を削り、「同條第一項第一号イ」を「同條第一号イ」に改める。

附則第八條第一項中「改正後の」を削り、「第四十六條の三第一項」を「第四十六條の三」に、「同項」を「同條」に改め、同條第三項を次のように改め、同條第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるもの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

附則第十條中「改正後の」を削る。

附則第十三條第一項中「改正後の」を削り、「同條第一項第一号イ」を「同條第一号イ」に改める。

附則第十四條第一項中「改正後の」を削り、「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ二」に、「同項」を「同條」に改め、同條第三項を次のように改め、同條第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるもの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定

する期間に達したときも、第一項と同様とする。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同条第五項中「第四十九条の規定を除き」を削る。

第十八条の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八条の三中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第二十七條第一項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

第三十三條第一項ただし書及び第二項並びに第三十八條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

第三十九條の次に次の一条を加える。

第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受けることができる者がいないときは、十八万円を加算する。

2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行う。

第四十一條第二項中「三分の二」を「五分の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

支給を停止する。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條の四第一項中「及び第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項及び第三十九條の二第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金のうち一又は二以上の準母子年金について、前条第一項において準用する第三十九條の二第一項に規定する加算を行うべき事由(以下この項において「加算事由」という。)が生じたとき又は加算事由が消滅したときは、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅した日の属する月の翌月から、第一項に規定する準母子年金の額を改定する。ただし、同項に規定する準母子年金のうち加算事由が生じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上の準母子年金以外の準母子年金について加算事由がある場合は、この限りでない。

第四十三條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第四十四條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

第四十九條第一項中「婚姻関係」の下に「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。」を加える。

第五十二條の二に次の一項を加える。

次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は準母子年金を受けることができる者があつたとき。

二 死亡した者の死亡日において胎児である子があつた場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子の母が死亡した者の死亡により母子年金を受けることができるに至つたとき。

第五十二條の六中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第五十八條中「三十六万六千円」を「三十八万七千六百円」に、「二十四万六千円」を「二十五万八千円」に改める。

第六十二條中「三十一万二千円」を「三十三万六千円」に改める。

第六十三條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

第六十四條の二中「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に改める。

第六十四條の五第五項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七條第一項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第八十七條第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項を次のように改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「十八万八千円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

附則第五條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇七
昭和三十三年四月から	八・八八
昭和三十四年三月まで	八・七六
昭和三十四年四月から	七・二四
昭和三十五年三月まで	六・七〇
昭和三十五年四月から	六・〇五
昭和三十六年三月まで	五・五五
昭和三十六年四月から	五・一一
昭和三十七年三月まで	四・四六
昭和三十七年四月から	四・一〇
昭和三十八年三月まで	三・九四
昭和三十八年四月から	三・五四
昭和三十九年三月まで	二・七〇
昭和三十九年四月から	二・三四
昭和四十年三月まで	一・六六
昭和四十年四月から	一・四二
昭和四十一年三月まで	一・一六
昭和四十一年四月から	一・〇六
昭和四十二年三月まで	
昭和四十二年四月から	
昭和四十三年三月まで	
昭和四十三年四月から	
昭和四十四年三月まで	
昭和四十四年四月から	
昭和四十五年三月まで	
昭和四十五年四月から	
昭和四十六年三月まで	
昭和四十六年四月から	
昭和四十七年三月まで	
昭和四十七年四月から	
昭和四十八年三月まで	
昭和四十八年四月から	
昭和四十九年三月まで	
昭和四十九年四月から	
昭和五十年三月まで	
昭和五十年四月から	
昭和五十一年三月まで	
昭和五十一年四月から	
昭和五十三年三月まで	
昭和五十三年四月から	
昭和五十四年三月まで	
昭和五十四年四月から	
昭和五十五年三月まで	
昭和五十五年四月から	
昭和五十六年三月まで	
昭和五十六年四月から	
昭和五十七年三月まで	
昭和五十七年四月から	
昭和五十八年三月まで	
昭和五十八年四月から	
昭和五十九年三月まで	
昭和五十九年四月から	
昭和六十年三月まで	
昭和六十年四月から	
昭和六十年五月一日に	

附則第八條第四項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第五項中「三万六千円」を「四万五千円」に改める。

附則第十條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇五
昭和三十三年四月から	八・六四
昭和三十四年三月まで	八・四〇
昭和三十四年四月から	七・八三
昭和三十五年三月まで	六・六三
昭和三十五年四月から	五・八九
昭和三十六年三月まで	五・三一
昭和三十六年四月から	四・八一
昭和三十七年三月まで	四・五五
昭和三十七年四月から	三・九七
昭和三十八年三月まで	三・七八
昭和三十八年四月から	二・六五
昭和三十九年三月まで	二・三九
昭和三十九年四月から	一・七二
昭和四十年三月まで	一・四五
昭和四十年四月から	一・一三
昭和四十一年三月まで	一・〇五
昭和四十一年四月から	
昭和四十二年三月まで	
昭和四十二年四月から	
昭和四十三年三月まで	
昭和四十三年四月から	
昭和四十四年三月まで	
昭和四十四年四月から	
昭和四十五年三月まで	
昭和四十五年四月から	
昭和四十六年三月まで	
昭和四十六年四月から	
昭和四十七年三月まで	
昭和四十七年四月から	
昭和四十八年三月まで	
昭和四十八年四月から	
昭和四十九年三月まで	
昭和四十九年四月から	
昭和五十年三月まで	
昭和五十年四月から	
昭和五十一年三月まで	
昭和五十一年四月から	
昭和五十二年三月まで	
昭和五十二年四月から	
昭和五十三年三月まで	
昭和五十三年四月から	
昭和五十四年三月まで	
昭和五十四年四月から	
昭和五十五年三月まで	
昭和五十五年四月から	

附則第十條第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同条第三項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二條第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。

附則第十四條中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。

に改める。

附則第二十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

附則第二十二條第一項中「昭和五十四年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十一條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「二万六千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「三万三千円」に、「四百円」を「千円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「二万円」を「二万五千円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。

第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法第八十一條第五項第四号の改正規定及び第三條中船員保険法第五十九條第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第八條中国民年金法第八十八條第三項の改正規定及び附則第五十六條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る

改正規定を除く。)による改正後の同法第三十條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十六條の三、第四十六條の六、第四十六條の七、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第六十三條、第六十三條の三、附則第十二條、附則第十六條及び附則第二十八條の三の規定、第三十條の規定による改正後の船員保険法第三十四條から第三十八條の二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四十一條、第四十一條ノ二、第四十四條ノ三、第五十條ノ二、第五十條ノ八ノ二、第五十一條及び別表第三ノ二の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條及び附則第十七條の規定、第五條の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)以下この条において「法律第七十二号」という。附則第十條中「第五十條ノ三ノ二」の規定は依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ下ニ「第五十條ノ三ノ二」ノ規定ニ依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ上ニ「第五十條ノ三ノ二」ノ規定ニ依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)を加える改正規定を除く。)による改正後の同法附則第十條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法第二條から第四條まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十条、第二十五條の二及び第二十六條の規定、第七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(以下「法律第八十二号」という。附則第十四條、附則第七條、附則第八條、附則第十條、附則第十三條及び附則第十四條の規定、第十條の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)以下この条において「法律第九十二号」という。附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。)による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十五條、附則第二十九條から附則第三十八條まで、附則第四十二條から附則第五十三條まで、附則第六十條、附則第六十一條及び附則第六十三條から附則第六十五條までの規定、昭和五十五年六月一日

二 第八條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第十條の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の規定並びに附則第五十四條第一項の規定、昭和五十五年七月一日

三 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第五條の規定(法律第七十二号附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法の規定、第八條の規定(国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第六十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第十一條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附

第二十條の改正規定を除く。)による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十五條、附則第二十九條から附則第三十八條まで、附則第四十二條から附則第五十三條まで、附則第六十條、附則第六十一條及び附則第六十三條から附則第六十五條までの規定、昭和五十五年六月一日

二 第八條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第十條の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の規定並びに附則第五十四條第一項の規定、昭和五十五年七月一日

三 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第五條の規定(法律第七十二号附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法の規定、第八條の規定(国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第六十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第十一條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附

則第四條、附則第十五條、附則第十七條、附則第二十八條、附則第三十九條から附則第四十一條まで、附則第五十四條第二項、附則第五十五條第二項、附則第五十七條及び附則第五十八條の規定 昭和五十五年八月一日

四 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十二條及び第八十一條第五項第一号から第三号までの規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條の規定並びに附則第三條及び附則第二十六條の規定 昭和五十五年十月一日

(第一條の規定の施行に伴う経過措置等)

第二條 昭和五十五年五月以前にの月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三條 昭和五十五年十月一日前に厚生年金保険被保険者の資格を取得して、同日まで引きの続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者を除く)のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬額が改定された者であつて、同年同月の標準報酬額が四万二千円以下であるもの又は三十二万円であるもの(当該標準報酬額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満であるものを除く)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の同法第二十二條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十五年十月から昭和五十六年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第四條 昭和五十五年八月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第三十八條第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る)の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第一條の規定による改正後の同法第三十八條第二項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額」とする。

第五條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第五号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第六條 昭和五十五年六月一日において現に第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第七條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第五項(同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第八條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第六項(同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第九條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第十二級」とあるのは、「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは、「第十八級から第二十級まで」と、「第二十級まで」とあるのは、「第二十三級から第二十五級まで」と、同法第二項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その金額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金(その金額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)の支給を受けることができる者に限る)の当該老齢年金又は障害年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第四項(第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む)中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金又は障害年金は、その者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその金額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十一條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條の三の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十三條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三第一号イからニまでのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級

される同法による老齢年金若しくは障害年金がその金額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十一條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その金額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第一條の規定による改正後の同法第四十六條第五項(第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む)以下この条において同じ)に規定する政令で定める給付(その金額につき支給を停止されている給付を除く)以下この条において「他の公的年金給付」という)の支給を受けることができる者に限る)の当該老齢年金又は障害年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第五項中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその金額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十三條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三第一号イからニまでのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級

までの等級であるものに對しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十四条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の七第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで

の間は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十三級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十五級まで」とあるのは「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十五級」とする。

第十五条 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の規定により加算する額については、なお従前の例による。

第十六条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第二項（同法第六十八条の六において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の前日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

第十七条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法第六十二条の規定により加算する額が加算されている遺族年金（同法附則第十六条において準用する同法第六十二条の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けて

ることができものの当該遺族年金については、第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二中「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和五十九年六月から昭和六十年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十年六月から昭和六十一年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十一年六月から昭和六十二年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十二年六月から昭和六十三年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十三年六月から昭和六十四年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十四年六月から昭和六十五年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十五年六月から昭和六十六年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十六年六月から昭和六十七年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十七年六月から昭和六十八年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十八年六月から昭和六十九年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和六十九年六月から昭和七十年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十年六月から昭和七十一年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十一年六月から昭和七十二年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十二年六月から昭和七十三年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十三年六月から昭和七十四年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十四年六月から昭和七十五年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十五年六月から昭和七十六年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十六年六月から昭和七十七年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十七年六月から昭和七十八年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十八年六月から昭和七十九年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和七十九年六月から昭和八十年五月までの月分	千分の九十	千分の六十
昭和八十年六月から昭和八十年五月までの月分	千分の九十	千分の六十

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に準ずるまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十九条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和

和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第二十一条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十二条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第二項若しくは第三項、第四十六条の三第二項、附則第十二条第三項又は附則第二十八条の三第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年

金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項、第四十五条、第四十六条の三、第四十六条の六、附則第十二条第三項並びに附則第二十八条の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六条、附則第十三条、附則第二十条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第六条、附則第十三条、附則第二十条及び前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第六条、附則第十三条、附則第二十条及び前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）
第二十四条 施行日の前日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（第三条の規定の施行に伴う経過措置等）
第二十五条 昭和五十五年五月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。
第二十六条 標準報酬月額が四万五千円未満であ

る船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額、同法第四條第七項の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第二十七條 施行日の前日において現に船員保険法第五十條第一項第一号の規定による遺族年金の支給を受けることができる遺族の当該遺族年金については、第三條の規定による改正後の同法第二十三條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十八條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者（同法第二十三條ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。）の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第三條の規定による改正の同法第二十三條ノ七第四項中「除クモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」と、「第五十條ノ三ノ二」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二」とする。

第二十九條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十四條第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法第三十四條第一項各号のいづれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、第三條の規定

定による改正後の同法第三十四條第三項の規定に該當しない場合においても、これに該當するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第三十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十八條第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同法第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三條の規定による改正後の同法第三十八條第五項（第三條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條第五項中「加給スベキ金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給スベキ金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十三條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三條の規定による改正後の同法第三十八條第五項（第三條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。）中「加給スベキ金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給スベキ金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第三項（同法第三十九條

ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十六條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第四十條中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十七條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいづれにも該當していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいづれかに該當しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、同条の規定に該當しない場合においても、これに該當するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第三十八條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十二級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同法第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十九條 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第四十條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受ける権利

ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第三項（同法第三十九條

ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十六條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第四十條中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

を有する者であつて、同日において第三条の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第三条の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定ニ依リ改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第四十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前條の規定は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八號）附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三號）附則第五條において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第四十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三條の規定による改正前の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四項又は第三十九條ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による

老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第三十條及び附則第三十七條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三條の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第三十條及び附則第三十七條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第四條の規定の施行に伴う経過措置）
第四十三條 第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで

の間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。
第四十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいづれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項第一号イ又はロのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十五條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一條の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受け

れることとなる第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第四條の規定による改正後の同法附則第十七條第一項及び第五項の規定並びに前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第六條の規定の施行に伴う経過措置）
第四十六條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項の規定による船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで

の間は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。
第四十七條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の三第一項の規定による厚生年金保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。
2 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の三第二項の規定による船員保険法による通算老齢年金の支給の停

止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。
（第七條の規定の施行に伴う経過措置）
第四十八條 第七條の規定による改正後の法律第百八十八號附則第八條の規定による厚生年金保険法第四十六條の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで

の間は、第七條の規定による改正後の法律第百八十八號附則第八條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。
第四十九條 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同法の通算老齢年金を支給する。

第五十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七條の規定による改正前の法律第百八十二號附則第八條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一條の規定による改正後の厚生年金保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一條の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受け

る権利の取得又は消滅については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の六の規定、

第七条の規定による改正後の法律第八十二号附則第八條第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第五十一条 第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條の規定による船員保険法第三十九條ノ二の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條第三項中「第二十一級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第五十二条 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七條の規定による改正前の法律第八十二号附則第十四條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の船員保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五

年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ四の規定、第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三條の規定による改正前の船員保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第八條の規定の施行に伴う経過措置等)
第五十四条 昭和五十五年六月一日以前の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。第五十五条 施行日の前日において現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第八條の規定による改正後の同法第四十一条第三項及び第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 第八條の規定による改正後の国民年金法第四十一条第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による母子年金又は準母子年金の支給の停止については、昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間は、同法第四十一条第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

第三項において準用する場合を含む。)中「五分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

第五十六条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第八條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間に於いて厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度の同条第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度前における直近の同条の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同条第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとする。)に読み替へるものとする。

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和六十年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(第十二條の規定の施行に伴う経過措置)
第五十八條 昭和五十五年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「第四十六條の三第一項第一号イ」を「第四十六條の三第一号イ」に改める。

附則第十七條第一項中「第三十九條ノ二第二項第一号イ」を「第三十九條ノ二第一号イ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「年金たる保険給付又は」及び「法律第九十二号附則第二十二條第一項及び」を削る。

(農業者年金基金法等の一部改正)
第六十二條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の二の第二項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

2 次に掲げる法律の規定中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)」

第一条に改める。

一 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十九号）附則第一条第二項第五号

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十八号）附則第一条第一項

三 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十四号）附則第一条第三号

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十五号）附則第一条第三号

五 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十六号）附則第一条第一項第二号

（従前の障害年金の例による保険給付の特例等）
第六十三号 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき（同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなかつた日から起算して三年を経過する日まで）の間に限る。）は、厚生年金保険法第四十七号第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

する日まで）の間に限る。）は、厚生年金保険法第四十七号第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七号第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四号 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、遺夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者には、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、遺夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八号の遺族年金は支給しない。

第六十五号 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）以下この条において「法律第五号」という。）附則第八号第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八号第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表下欄に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき（同日以前の法律第五号による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態に該当しなかつた日から起算して三年を経過する日まで）の間に限る。）は、

船員保険法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八号第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十条第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十六号 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第四号第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十一年十月前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、廃疾又は死亡に關し支給する保険給付（老齢年金、障害年金又は遺族年金に限る。）については、当該保険給付の額（加給年金額及び同法第六十二号の二の規定により加算する額を除く。）が、施行日の属する月前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額（加給年金額及び同法第六十二号の二の規定により加算する額を除く。）に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

（厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢）
第六十七号 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとす。

（船員保険法による老齢年金の受給資格年齢）
第六十八号 船員保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとす。

行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

理由

最近における社会経済情勢と人口構造の老齡化傾向とに鑑み、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の各制度について、遺族年金及び母子年金の額その他の給付額の引上げを行うほか、被保険者である間に支給する老齡年金の支給制限の緩和等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律
（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区別を」等語を「次条ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ等級区分」に改める。

第三条ノ二を次のように改める。

第三条ノ二 三月三十一日ニ於ケル標準報酬ノ等級ノ最高等級ニ該当スル被保険者ノ被保険者総数ニ占ムル割合ガ百分ノ三ヲ超エル場合ニ於テ其ノ状態ガ継続スルト認メララルトキハ其ノ年ノ十月一日ヨリ政令ヲ以テ当該最高等級ノ上ニ更ニ等級ヲ加フル等級区分ノ改定ヲ為スコトヲ得但シ其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ改定後ノ標準報酬ノ等級ノ最高等級ニ該当スベカリシ被保険者数ノ同日ニ於ケル被保険者総数ニ占ムル割合ハ百分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ政令ノ制定又ハ改正ニ付立案ヲ為サントスルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第八条中「附則第三条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

第十一條第一項ただし書中「(附則第六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を削る。

第四十三條ノ三第二項中「指定ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ」を削り、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事保健医療機関又は保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ガ本法ノ規定ニ依リ保健医療機関又ハ保険薬局ノ指定ヲ取消サレ二年ヲ経過セザルモノナルトキ其ノ他保健医療機関又ハ保険薬局トシテ著シク不適当ト認ムルモノナルトキハ其ノ指定ヲ拒ムコトヲ得

第四十三條ノ三に次の一項を加える。

診療所又ハ薬局ガ医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ開設シタルモノニシテ当該開設者タル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師以外ノ者ガ診療又ハ調剤ニ従事セザルモノナル場合ニ於テ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ニ就キ第四十三條ノ五第一項ノ登録アリタルトキハ当該診療所又ハ薬局ニ就キ第一項ノ指定アリタルモノト看做ス

第四十三條ノ八第一項各号列記以外の部分中「保健医療機関」及び「当該保健医療機関」の下に「又ハ保険薬局」を加え、同項第一号中「六百円」を「千円」に改め、同項第二号中「二百円」(第五十五條第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ニ在リテハ「百円」)を「一次條第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル給食料ノ額ニ相当スル額」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一項を加える。

二 第四十三條第一項第一号乃至第三号ノ給付ヲ受クル際、薬剤(厚生大臣ノ定ムル薬剤ヲ除ク)ノ交付、注射(厚生大臣ノ定ムル注射ヲ除ク)又ハ歯科診療ニ於ケル歯冠修復若ハ欠損補綴ニ付次條第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル薬剤料又ハ使用材料料ノ額ノ百分ノ五十二ニ相当スル額

改め、同條第二項を削り、同條に次の一項を加える。

保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金ノ支払ヲ受クベキモノトシ保健医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍被保險者又ハ被保險者タルシテ該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ被保險者ハ当該保健医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依リ徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第四十三條ノ十六第二項及び第三項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改める。

第四十四條中「緊急其ノ他已ムラ得ザル場合ニ於テ」を削り、「其ノ必要アリト」を「已ムラ得ザルモノト」に改める。

第四十四條ノ二の次に次の一項を加える。

第四十四條ノ三 療養ノ給付ヲ受クル者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額(前條第一項ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ含ム)著シク高額ナリシトキハ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條第一項中「五万円ニ滿タザルトキハ五万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十條第一項中「十万円ニ滿タザルトキハ十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十條ノ二中「千円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十七條ノ三 傷病手当金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ厚生年金保險法ニ依リ障害年金又ハ障害手当金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

第五十九條ノ二第二項中「費用ノ百分ノ七十ニ相当スル額」を「費用ノ額ヨリ第四十三條ノ八ノ規定ノ例ニ依リ算定セラルル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改める。

第五十九條ノ二ノ二を次のように改める。

第五十九條ノ二ノ二 療養ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ家族高額療養費ヲ支給ス

第四十四條ノ三第二項ノ規定ハ家族高額療養費ニ之ヲ準用ス

第五十九條ノ三中「五万円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改め、同條第二項中「千円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十九條ノ六を削り、第五十九條ノ七を第五十九條ノ六とする。

第六十二條第一項第一号を削り、同項第二号中「矯正院」を「少年院」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同條第三項中「並ニ第五十一條第二項及第三項」を「及第五十一條第二項」に改める。

第七十條ノ三第一項中「並ニ」の下に「高額療養費」を加え、「高額療養費」を「家族高額療養費」に、「控除スルモノトス」ノ百分ノ十を「控除スルモノトス」ニ千分ノ百六十四乃至千分ノ二百ノ範圍内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、同條第一項を削る。

第七十一條第二項中「標準報酬月額」の下に「及其ノ月ニ受ケタル賞与等(第二條第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)」ノ額(其ノ額ニ千円未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトシ且其ノ額各被保險者ノ標準報酬月額ノ二倍ニ相当スル額ヲ超ユルトキハ当該額トス以下之ニ同ジ)を加え、同條第三項中「場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ」を「場合ニ於ケル其ノ月分ノ保險料額ハ其ノ月ニ受ケタル賞与等ノ額ニ保險料率ヲ乗ジテ得タル額トス」に改め、同條に次の一項を加える。

第二條第二項及第三項ノ規定ハ賞与等ニ之ヲ準用ス

第七十一條ノ二第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ各月ノ保險料額ハ被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乗ジテ得タル額トス

第七十一條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引続キ被保險者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ

第七十一條ノ三中「及第七十五條ノ二」を削る。

第七十一條ノ四を次のように改める。

第七十一條ノ四 政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ千分ノ八十ヲ超エザル範圍ニ於テ厚生大臣之ヲ定ム

前項ノ保険料率ハ健康保険事業ニ要スル費用ノ額ト保険料及国庫負担金ノ額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク決定セラレベキモノトス

第七十五条ノ二を削る。

第七十八条第一項中「保険料」の下に「次項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額ヲ除ク第三項ニ於テ之ニ同ジ」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ其ノ月分ノ保険料ノ中賞与等ニ応ズル部分ノ額ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第八十七條第四号中「(附則第六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を削る。

附則第二條及び第三條を次のように改める。

第二条 本法及本法以外ノ社会保険各法ニ依ル医療ニ関スル給付ニ要スル費用ノ財源ニ付必要ナル調整ノ措置ガ講ゼラルル迄ノ間健康保険組合ノ管掌スル健康保険ノ医療ニ関スル給付ニ要スル費用ノ財源ノ不均衡ヲ調整スル為健康保険組合連合会ハ政令ノ定ムル所ニ依リ會員タル健康保険組合(以下組合ト謂フ)ニ対スル交付金ノ交付ノ事業ヲ行フモノトス

組合ハ前項ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル為健康保険組合連合会ニ対シ政令ノ定ムル所ニ依リ拠出金ヲ拠出スルモノトス

組合ハ前項ノ規定ニ依リ拠出金ノ拠出ニ要スル費用ニ充ツル為調整保険料ヲ徴収ス

調整保険料額ハ各月ニ付各被保険者ノ標準報酬月額及其ノ月ニ受ケタル賞与等ノ額ニ調整保険料率ヲ乗ジテ得タル額トス

前項ノ調整保険料率ハ交付金ノ交付ニ要スル費用並ニ組合ノ組合員タル被保険者ノ数並ニ標準報酬月額及賞与等ノ額ヲ基礎トシ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ事業ガ行ハルル間第一項ノ規定ニ依

ル交付金ノ交付ヲ受クル組合ニ付テハ第七十一條ノ四第六項中「及国庫負担金」トアルハ「国庫負担金及附則第二條第一項ノ規定ニ依リ交付金」ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十九條及第四十二條ノ三第四項ノ規定ハ第一項ノ事業ニ関シ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第三十九條中「若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ継続ヲ困難ナリト」トアルハ「又ハ規約ニ違反スルト」ト第四十二條ノ三第四項中組合員タル被保険者ノ共同ノ福祉ヲ増進スル為「トアルハ」附則第二條第一項ノ事業ヲ推進スル為「ト夫々読替フルモノトス

第七十二條、第七十五條、第七十七條及第七十八條ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依リ調整保険料ニ関シ之ヲ準用ス

第三条 前条第一項ノ措置ガ講ゼラルル迄ノ間第六十九條ノ三ノ規定ニ拘ラズ組合ハ政令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ同条ノ規定ニ依リ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得ズ

附則第四條から第六條までを削る。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「療養費」の下に「高額療養費」を加え、「高額療養費」を「家族高額療養費」に改める。

第二十八條ノ三第一項を次のように改める。

第二十八條第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

一 初診(命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク)ヲ受クル際 千円

二 第二十八條第一項第一号乃至第三号ノ給付ヲ受クル際 薬剤(厚生大臣ノ定ムル薬

劑ヲ除ク)ノ交付、注射(厚生大臣ノ定ムル注射ヲ除ク)又ハ齒科診療ニ於ケル歯冠修復若ハ欠損補綴ニ付健康保険法第四十三條ノ九第二項ノ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル薬剤料又ハ使用材料料ノ額ノ百分ノ五ニ相当スル額

三 第二十八條第一項第四号ノ給付ヲ受クル際 保険医療機関毎ニ一日ニ付健康保険法第四十三條ノ九第二項ノ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル給食料ノ額ニ相当スル額

第二十八條ノ三第二項中「一部負担金」を「一日ニ支払フベキ一部負担金」に改め、「同項ノ初診ノ日」を削り、「当該被保険者」を其ノ日ニ当該給付ヲ受クル者」に改め、同条に次の一項を加える。

保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金ノ支払ヲ受クベキモノトシ健康保険法又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ行政庁ハ当該該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依リ徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八條ノ六第二項及び第二十八條ノ七中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改める。

第二十九條中「緊急其ノ他已ムラ得ザル場合ニ於テ」を削り、「其ノ申請アリタルトキ」を都道府県知事ガ已ムラ得ザルモノト認メタルトキ」に改める。

第二十九條ノ二第一項中「ラ定ム」を「之ヲ定ム」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十九條ノ二ノ二 療養ノ給付ヲ受クル者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額(前条第一項ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ含ム)著シク高額ナリシトキハ高額療養費ヲ支給ス

次条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ船舶所有者ガ一部負担金ノ額又ハ一部負担金ニ相当スル額ヲ交付シ又ハ負担スル場合ニ於テハ其ノ額ヲ前項ノ一部負担金ノ額ヨリ控除スルモノトス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條ノ三第一項及び第二項中「前条」を「第二十九條ノ二」に改める。

第三十一條第二項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金」を「其ノ」に改める。

第三十一條ノ二第三項中「費用ノ百分ノ七十ニ相当スル額」を「費用ノ額ヨリ第二十八條ノ三ノ規定ノ例ニ依リ算定セラルル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改める。

第三十一條ノ三を次のように改める。

第三十一條ノ三 療養ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ家族高額療養費ヲ支給ス

第二十九條ノ二ノ二第三項ノ規定ハ家族高額療養費ニ之ヲ準用ス

第三十二條第一項中「十万円ニ滿タザルトキハ十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ十万円」に改める。

第三十二條ノ二中「千円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第三十二條ノ五第二項を削る。

第三十二條ノ六に次の一項を加える。

出産手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ傷病手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル傷病手当金ハ出産手当金ノ内払ト看做ス

第三十三條第一項中「十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改め、同条第二項中「千円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十條ノ九第一項及び第五十條ノ十中「五

万円ニ滿タザルトキハ五万円」を「政令ヲ以テ定
ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル
額」に改める。

第五十六條ノ三及び第五十六條ノ四を削り、
第五十六條ノ五を第五十六條ノ三とする。

第五十八條第一項中「療養費」の下に、「高
額療養費」を加え、「高額療養費」を「家族高額療
養費」に改める。

第五十九條第九項中「前項」を「第六項」に改
め、同条第六項から第八項までを削り、同条第
五項第一号中「千分ノ二百六」を「千分ノ二百十」
に改め、同項第二号中「千分ノ百九十五」を「千
分ノ百九十九」に改め、同項第三号中「千分ノ七
十二」を「千分ノ七十六」に改め、同項の次に次
の二項を加える。

厚生大臣ハ社会保険審議会ノ議ヲ經テ前項第
一號乃至第三號ニ掲グル率ニ千分ノ十八ヲ加
ヘタル率ノ範圍内ニ於テ同項第一號乃至第三
號ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ保険料率ノ變更ハ療養ノ給付、療養
費、高額療養費、家族療養費、家族高額療養
費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児
手当金、配偶者分擔費、葬祭料、家族葬祭料
及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル
費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル
額及国库補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコ
トヲ得ベク為サルモノトス

第六十條第一項第一号中「千分ノ九十八・五」
を「千分ノ百・五」に、「第五十九條第八項」を
「第五十九條第六項」に改め、同項第二号中「千
分ノ九十三」を「千分ノ九十五」に、「第五十九條
第八項」を「第五十九條第六項」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第三條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十
三年法律第百二十九号)の一部を次のように改
正する。

第十三條第一項第三号中「を審査すること」を
「の審査(その審査について不服の申出があつた
場合の再審査を含む。以下同じ)を行うこと」

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範圍内において政令で定める日から
施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う
経過措置)

第二條 この法律の施行の日前に分脱した健康保
険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつ
た者であつて分脱に關し病院若しくは診療所又は
は助産所に収容したものに係る健康保険法又は
船員保険法の規定による分擔費の額について
は、なお従前の例による。

2 健康保険又は船員保険の被保険者又は被保險
者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより發
した疾病であつて、療養の給付の開始後この法
律の施行の日前に三年を経過したものに關する
健康保険法又は船員保険法の規定による傷病手
当金の支給については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前の療養に係るこの法律
による改正前の健康保険法第五十九條ノ二ノ二
又はこの法律による改正前の船員保険法第三十
一條ノ三の規定に基づく高額療養費の支給につ
いては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日の属する月前の月に係る
この法律による改正前の健康保険法附則第三條
第一項又は第五條第一項に規定する特別保険料
の徴収については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日前にした行為及び前項の
規定により従前の例によることとされる特別保
険料の徴収についてこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

6 前各項に定めるもののほか、この法律の施行
に伴う保険給付に關する措置その他必要な経過
措置は、政令で定める。
(厚生保険特別会計法の一部改正)
第三條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第

十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ八第一項中「乃至第五項」を「乃第
三項」に改め、同条第三項中「健康保険法(大正
十一年法律第七十号)第七十一條ノ四第四項ノ
規定ニ依ル」を削り、同条第四項及び第五項を
削る。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第四條 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法
律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第二項中「區別」を「等級区分」に改
める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第五條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法
律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一号の次に次の一号を加える。
一の二 高額療養費

第五十一條第二号の二を次のように改める。
一の二 家族高額療養費

第五十五條第二項中「医療機関」の下に「又は
薬局」を加え、同条第四項中「基き」を「基づき」
に、「別段の定め」を「別段の定め」に改め、同項を
同条第五項とし、同条第三項中「支払つた」を
「支払うべき」に改め、同項を同条第四項とし、
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保険医療機関又は保険薬局は、一部負担金
の支払を受領しなければならないものとし、
保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の
注意と同一の注意をもつてその支払を受領す
べく努めたにもかかわらず、組合員が当該一
部負担金の全部又は一部を支払わないとき
は、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局
の請求により、一部負担金の全部又は一部を
支払わなかつた組合員から、これを徴収する
ことができる。

第五十六條第一項中「緊急その他やむを得な
い事情により前条」を「同条」に、「必要を、やむ
を得ない」に改め、同条第四項中「前条第四項」
を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一條を
加える。

(高額療養費)

第五十六條の二 療養の給付を受けた組合員の
支払つた一部負担金の額(前条第三項の規定
により控除された一部負担金に相当する金額
(同条第一項の規定による場合には、当該金
額の範圍内で組合が定める金額)を含む)が
著しく高額であるときは、高額療養費を支給
する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額
療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定
める。

第五十七條第二項中「費用の百分の七十に相
当する金額」を「費用の額から一部負担金に相
当する金額を控除した金額」に、「こゝを」を「超え
る」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」
に、「前条」を「第五十六條」に改め、同項後段を
削る。

第六十條の二を次のように改める。
(家族高額療養費)
第六十條の二 療養に要した費用の額からその
療養に要した費用につき家族療養費として支
給される金額に相当する金額を控除した金額
が著しく高額であるときは、その家族療養費
の支給を受けた者に対し、家族高額療養費を
支給する。

2 第五十六條の二第二項の規定は、家族高額
療養費について準用する。
第六十一條第一項ただし書及び第三項ただし
書中「十万円に満たない場合には、十万円」を
「政令で定める金額に満たない場合には、当該
政令で定める金額」に改める。
第六十二條第一項中「二千四百円」を「政令で
定める金額」に改める。

第六十三條第一項ただし書及び第三項ただし
書中「五万円に満たない場合には、五万円」を
「政令で定める金額に満たない場合には、当該
政令で定める金額」に改める。
第六十六條第五項中「療養の給付又は療養費
の支給開始後三年を経過したとき」を「廃疾年金

又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたとき」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第七条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「通り」を「とおり」に改め、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 高額療養費

第三十一条第二号の二を次のように改める。

二の二 家族高額療養費

第三十三条第一項中「緊急その他やむを得ない事情により前項各号」を「第一項各号」に、「必要」を「やむを得ない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険医療機関又は保険薬局は、一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わな

いときは、当該政令で定める金額とす。組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第三十三条の二 療養の給付を受けた組合員の支払つた一部負担金の額(療養費の支給を受ける組合員が支払う一部負担金に相当する金額を含む)が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第一項中「前条」を「第三十三条」に、「同条第二項ただし書」を「同条第三項ただし書」に、「費用の十分の七に相当する金額」を「費用の額から一部負担金に相当する金額を控除した金額」に改め、同条第二項中「金額の十分の七」を「費用」に改める。

第三十六条の二を次のように改める。

(家族高額療養費)

第三十六条の二 療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その家族療養費の支給を受けた者に対し、家族高額療養費を支給する。

2 第三十三条の二第二項の規定は、家族高額療養費について準用する。

第三十七条第一項ただし書及び第三項ただし書中「十万円に満たないときは、十万円」を「政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額」に改める。

第三十八条第一項中「千四百円」を「政令で定める金額」に改める。

第三十九条第一項に次のただし書を加える。

たないときは、当該政令で定める金額とす。第三十九条第三項ただし書中「五万円に満たないときは、五万円」を政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額」に改める。

第四十四条第六項中「療養又は療養費の支給開始後三年を経過したとき」を「廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたとき」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第三十六条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第四十四条第六項の規定は、この法律の施行の日以後に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 高額療養費

第五十三条第二号の二を次のように改める。

二の二 家族高額療養費

第五十七条第二項中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「支払つた」を「支払うべき」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保険医療機関又は保険薬局は、一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わな

いときは、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

第五十八条第一項中「緊急その他やむを得ない事情により前条」を「同条」に、「必要」を「やむを得ない」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第五十八条の二 療養の給付を受けた組合員の支払つた一部負担金の額(前条第三項の規定により控除された一部負担金に相当する金額(同条第一項の規定による場合)を含む)が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条第二項中「費用の百分の七十に相当する金額」を「費用の額から一部負担金に相当する金額を控除した金額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「第四項並びに前条」を「第五項並びに第五十八条」に改め、同項後段を削る。

第六十二条の二を次のように改める。

(家族高額療養費)

第六十二条の二 療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金

額が著しく高額であるときは、その家族療養費の支給を受けた者に対し、家族高額療養費を支給する。

2 第五十八条の二第二項の規定は、家族高額療養費について準用する。

第六十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「十万円に満たない場合には、十万円」を「政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額」に改める。

第六十四条第一項中「千四百円」を「政令で定める金額」に改める。

第六十五条第一項ただし書及び第三項ただし書中「五万円に満たない場合には、五万円」を「政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額」に改める。

第六十八条第五項中「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過したときを、廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたとき」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十二条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十八条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに関する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十

八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。

附則第二十一項中「第五十七条ノ三第一号」を「第五十七条ノ三」に、「保健給付」を「休業給付」に、「第三十四条第一項第一号」を「第六十六条第五項」に、「廃疾給付」を「廃疾年金又は廃疾一時金」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第十二条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「因らないで」を「よらないで」に改め、「療養費」の下に「若しくは高額療養費」を加える。

第二十九條中「組合員たる」を「組合員の」に改め、同条後段を削る。

理由

医療保険制度の健全な発展とその合理化を図るため、被保険者と被扶養者との医療給付の格差の是正、一部負担金制度の改正等の措置を講ずるとともに、健康保険及び船員保険に係る保険料負担の合理化、政府管掌健康保険に係る国庫補助制度の改正、健康保険組合間の財源の不均衡の調整等を行い、あわせて社会保険診療報酬支払基金の審査に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 年金たる保険給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十二条の二中「行なわない」を「行わない」に改め、同条を第十二条の二とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日以前に属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十二条の五第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金たる保険給付を受ける権利を労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百一十六号)の定めるところにより労働福祉事業団に担保に供する場合は、この限りでない。

第十六条の三第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第二十三条第一項第二号中「就学の援護」の下に「被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護」を加え、同条第三項中「昭和三十三年法律第二百一十六号」を削る。

附則に次の十条を加える。

第五十八条 政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合)は、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

たものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第一級	給付基礎日額の二、三四〇日分
第二級	給付基礎日額の二、一九〇日分
第三級	給付基礎日額の二、〇五〇日分
第四級	給付基礎日額の九二〇日分
第五級	給付基礎日額の七九〇日分
第六級	給付基礎日額の六七〇日分
第七級	給付基礎日額の五六〇日分

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序により、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

- 一 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

障害補償年金差額一時金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

障害補償年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして第十条の規定を、第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金とみなして徴収法第十二条第三項及び第二十条第一項及び第二項の規定は、障害補償年金差額一時金について準用する。この場合において

で、第十六条の第三第二項中「前項」とあるのは「第五十八条第二項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第五十九條 政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身身体に障害が存する場合における当該障害に關しては、障害補償年金を受ける權利を有する者に對し、その請求に基づき、保険給付として、障害補償年金前払一時金を支給する。

障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として労働省令で定める額とする。

障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の障害に係る障害補償年金金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

障害補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

障害補償年金前払一時金は、障害補償年金とみなして、徴収法第十二条第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

障害者補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害者補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害者補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第二号ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 政府は、当分の間、労働者が業務上

の事由により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族補償年金を受ける權利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の千日分に相当する額を限度として労働省令で定める額とする。

遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

遺族補償年金前払一時金は、遺族補償年金とみなして、徴収法第十二条第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第三号ただし書の規定は、適用しない。

第六十一条 政府は、当分の間、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金及び当該障害年金に係る障害年金前払一時金の額（その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額）の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

障害年金差額一時金は、遺族給付とみなして、第十条の規定を適用する。

第十六条の第三項、第十六条の第九項及び第二項並びに第五十八条第二項及び第三項の規定は、障害年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六条の第三項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第六十二條 政府は、当分の間、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害に關しては、障害年金を受ける權利を有する者に對し、その請求に基づき、保険給付として、障害年金前払一時金を支給する。

障害年金前払一時金の額は、第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、第五十九条第二項に規定する労働省令で定める額とする。

第五十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、障害年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「障害補償年金」とあるのは、「障害年金」と読み替えるものとする。

第六十三條 政府は、當分の間、労働者が通勤により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族年金を受ける權利を有する遺族に對し、その請求に基づき、保險給付として、遺族年金前払一時金を支給する。

遺族年金前払一時金の額は、第六十条第二項に規定する労働省令で定める額とする。

第六十條第三項、第四項及び第六項の規定は、遺族年金前払一時金について準用する。

この場合において、同条第三項中「遺族補償年金は」とあるのは「遺族年金は」と、同条第

六項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「当該遺族補償年金」とあるのは「当該遺族年金」と読み替えるものとする。

第六十四条 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支給を受ける労働者又はその遺族については、政府は、当分の間、労働省令で定めるところにより、当該保険年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）をいう。以下この項において同じ。）における平均給与額（労働省において作成する毎月勤労統計をいう。以下この項において同じ。）が当該労働者の全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下この項において同じ。）が当該労働者、又は疾病にかかった日の属する保険年度における平均給与額の百分の百六を超え、又は百分の九十四を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌保険年度の八月以降の当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給する。改定後の障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定についても、これに準ずる。

前項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金の支給を受ける労働者又はその遺族について適用する。

第六十五条 障害補償一時金 障害補償年金差額一時金若しくは障害補償年金前払一時金又は遺族補償一時金若しくは遺族補償年金前払一時金については、当分の間、当該支給すべき事由につき障害補償年金又は遺族補償年金が支給されるものとみなしてこれらの年金について前条第一項の規定を適用した場合に、当該支給すべき事由が生じた時にこれらの年金の額の改定に用いることとなる率と同一の率により、これらの一時金の額を改定するものとする。

前項の規定は、障害一時金、障害年金差額一時金若しくは障害年金前払一時金又は遺族一時金若しくは遺族年金前払一時金について

二五

二五

二五

金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ同項第二号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・一五月分ニ相当スル額ヲ同項第三号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・三三月分ニ相当スル額ヲ同項第五十條ノ二第一項第二号又ハ第三号ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ第五十條ノ三第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條ノ八第一号中「支給ヲ受ケタル障害年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を、「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加え、同条第二号中「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加える。

附則に次の十三項を加える。

職務上ノ事由ニ因リ障害年金、遺族年金又ハ傷病手当金ヲ受クベキ者ノ当該保険給付ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第六十四條ノ規定ニ依リ障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

職務上ノ事由ニ因リ障害年金又ハ第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ八ノ規定ニ依リ一時金(障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ最高限度額ヲ含ム)ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第六十五條ノ規定ニ依リ障害補償一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、障害補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

政府ハ当分ノ間第四十條第一項ノ規定ニ基ク職務上ノ事由ニ因リ障害年金(以下職務上障害年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ障害前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ

其ノ者ノ最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三下欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ限度トス

政府ハ当分ノ間第五十條第一項第三号ノ規定ニ基ク遺族年金(以下職務上遺族年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ遺族前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三三六月分ニ相当スル額(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎平均標準報酬月額ノ三六六日分ヲ加ヘルモノトス)ヲ限度トス前二項ニ定ムルモノノ外障害前払一時金及遺族前払一時金ノ請求ニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ヲ支給スベキ場合ニ於テハ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ハ各月ニ支給スベキ額カ夫々政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額ノ合計額ガ命令ヲ以テ定ムル算定方法ニ從ヒ当該障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ額ニ達スル迄ノ間当該控除シタル額ニ相当スル部分ニ付其ノ支給ヲ停止ス

障害前払一時金及遺族前払一時金ヲ受クル權利ハ二年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

障害前払一時金ハ第二十四條ノ二乃至第二十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十六條、第四十八條、第五十條ノ八、第五十九條乃至第五十九條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第四十條第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル職務上ノ事由ニ因リ障害年金ト看做ス

遺族前払一時金ハ第二十三條ノ五、第二十四條ノ二乃至第二十七條、第五十條ノ八、第五十九條及第五十九條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十條第一項第三号ノ規定ニ依リ遺族年金ト看做ス

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ支給ヲ

受ケタル為職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ノ一部ノ支給ガ停止セラルル間ニ於ケル当該職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ニ付テノ国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一號)第六十五條第三項(同法第七十九條ノ第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ額ノ一部ノ支給ガ停止サレテイナイモノト看做ス

職務上障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二條、第四十二條ノ二及第四十二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間第四十二條第一項、第四十二條ノ二及第四十二條ノ三第三項中「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」ノ総額(其ノ障害年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ総額)トスルモノトシ第五十條第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ基ク遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十條ノ八ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条第一号中「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」ト其ノ遺族ガ其ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)トノ合算額トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」及「障害前払一時金並ニ其ノ遺族ガ其ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」トノ合算額(其ノ障害年金又ハ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金、障害前払一時金及遺族年金ノ合算額)ト同条第二号中「支給ヲ受ケタル遺族年金(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」ノ総額トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金(政令

ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)及遺族前払一時金ノ総額(其ノ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ総額)トス

被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ其ノ遺族(以下被保険者等ト称ス)ガ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金(以下職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ト称ス)ヲ受クベキ場合(当該職務上障害年金ニ係ルヲ有スルニ至ツタ時ニ当該職務上障害年金ニ係ル障害前払一時金又ハ遺族前払一時金(以下前払一時金ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル)ニシテ同一ノ事由ニ付当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ民法其ノ他ノ法律ニ依リ損害賠償(以下単ニ損害賠償ト称ス)当該職務上年金ニヨリ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受クルコトヲ得ルトキハ当該損害賠償ニ付テハ当分ノ間改定ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一 船舶所有者ハ当該被保険者等ノ職務上年金ヲ受クル權利ガ消滅スル迄ノ間其ノ損害ノ発生時ヨリ当該職務上年金ニ係ル前払一時金ヲ受クベキ時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シタル額ガ当該前払一時金ノ最高限度額ニ相当スル額ト為ルベキ額(次号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責ヲ免レタル時ハ其ノ免レタル額ヲ控除シタル額)ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ履行ヲ為サザルコトヲ得

二 前号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ履行ガ猶予セラレタル場合ニ於テ当該職務上年金(附則第十一項ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ガ停止セラルル職務上年金ヲ除ク)又ハ前払一時金ノ支給ガ行ハレタルトキハ船舶所有者ハ其ノ損害ノ発生時ヨリ当該支給ガ行ハレタル時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シ

タル額が当該職務上年金（同項ノ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ヲ除ク）又ハ前払一時金ノ額ト為ルベキ額ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ責ヲ免ル

被保険者等が被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ損害賠償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニシテ職務上ノ事由ニ因ル保険給付（障害年金及遺族年金ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限ル以下同ジ）ヲ受クベキトキ同一ノ事由ニ付損害賠償（当該保険給付ニ依リ填補セララル損害ヲ填補スル部分ニ限ル）ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ当該保険給付ヲ為サザルコトヲ得但シ前項ニ規定スル場合ニ於テ次ニ掲グル保険給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 職務上年金（政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ付被保険者等ニ対シ各月ニ支給サルベキ額ノ合計額ガ政令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該職務上年金ニ係ル前払一時金ノ最高限度額（当該前払一時金ノ支給ヲ受ケタルコトアリシ者ニ在リテハ当該支給ヲ受ケタル額ヲ控除シタル額トス）ニ相当スル額ニ達スル迄ノ間ニ付テノ当該政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限ル）
二 第四十二條第一項、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三第三項又ハ第五十條ノ八ノ規定ニ依ル一時金
三 前払一時金
別表第一ノ三中「第五十條ノ八」の下に「附則第八項」を加える。
別表第三ノ二中「〇・六」を「〇・九」に、「一・三」を「一・六」に、「二・〇」を「二・二」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第三項の改正規定及び附則第七條第一項の規定 昭和五十五年十二月三十一日

二 第二條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十條第一項の改正規定及び附則第七條第二項の規定 昭和五十六年四月一日

三 第一條中労働者災害補償保険法第十二條の五第二項にただし書を加える改正規定、第二十三條の改正規定及び附則第十條を加える改正規定（第五十八條、第五十九條、第六十一條、第六十二條、第六十五條第一項（障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金に係る部分に限る）、同條第二項（障害年金差額一時金及び障害年金前払一時金に係る部分に限る）及び第六十七條に係る部分に限る）、第三條の規定、第四條中船員保険法第四十二條から第四十二條ノ三までの改正規定、第五十條ノ八の改正規定、附則第十三項を加える改正規定、附則第六項及び第七項（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額に係る部分を除く）に係る部分を除く）及び別表第一ノ三の改正規定、次條第二項、第三項及び第六項の規定、附則第三條第一項の規定、附則第四條第一項の規定、附則第八條（第一項を除く）の規定並びに附則第九條の規定 昭和五十六年十一月一日

(第一條の規定の施行に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の規定による年金たる保険給付の額及び施行日前に発生した第一條の規定による改正後の労災保険法（以下「新労災保険法」という。）第十二條の二に規定する返還金債権については、なお従前の例による。

2 新労災保険法第五十八條及び第六十一條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に労災保険法の規定による障害補償年金又は障害年金を受

ける権利を有する者が死亡した場合について適用する。

3 新労災保険法第五十九條及び第六十二條の規定は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたとき身体に障害が存する場合について適用する。

4 新労災保険法第六十五條の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた新労災保険法の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。）附則第十條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第百三十號。以下「旧昭和四十九年改正法」という。）附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金を含む）並びに障害一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金（昭和五十五年改正法附則第十一條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五號。以下「旧昭和四十八年改正法」という。）附則第四條第一項の規定により支給された一時金を含む）について適用する。

5 新労災保険法第六十六條の規定は、施行日以後において支給すべき事由が生じた労災保険法の規定による遺族補償一時金及び遺族一時金について適用する。この場合において、施行日から昭和五十六年十月三十一日までの間における新労災保険法第六十六條の規定の適用については、同條第一項中「遺族補償年金前払一時金の額（その額が第六十四條第一項又は第六十五條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額）」とあるのは「遺族補償年金前払一時金の額」と、同條第二項中「遺族年金前払一時金の額（その額が第六十四條第二項において準用する同條第一項又は第六十五條第二項にお

いて読み替えて準用する同條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額」とあるのは「遺族年金前払一時金の額」とする。

6 新労災保険法第六十七條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

第三條 旧昭和四十九年改正法附則第四十一條の規定によりされた障害補償年金の額の改定は、新労災保険法第六十四條第一項の規定によりされた改定とみなして、新労災保険法第五十八條第一項の規定を適用する。

2 旧昭和四十九年改正法附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金は、新労災保険法第六十條第一項の規定により支給された遺族補償年金前払一時金とみなして、同條第三項、第五項及び第六項の規定を適用する。

第四條 旧昭和四十八年改正法附則第三條の規定により旧昭和四十九年改正法附則第四十一條の規定の例によりされた障害年金の額の改定は、新労災保険法第六十四條第二項において準用する同條第一項の規定によりされた改定とみなして、新労災保険法第六十一條第一項の規定を適用する。

2 旧昭和四十八年改正法附則第四條第一項の規定により支給された一時金は、新労災保険法第六十三條第一項の規定により支給された遺族年金前払一時金とみなして、同條第三項において読み替えて準用する新労災保険法第六十條第三項及び第六項の規定を適用する。

第五條 旧昭和四十九年改正法附則第四十一條の規定によりされた障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定は、新労災保険法第六十四條第一項の規定によりされた改定とみなして、同項後段の規定を適用する。

2 旧昭和四十八年改正法附則第三條の規定により旧昭和四十九年改正法附則第四十一條の規定の例によりされた障害年金、遺族年金又は傷病年金の額の改定は、新労災保険法第六十四條第二

昭和五十五年十月十四日

条の二第一項第四号」を「労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第三十二条の四第（以下「労災保険法」という。）第三十二条の四第

第二項第四号之改め、同条第二項中「昭和四十

年改正法」を「労働者災害補償保険法の一部を改

正する法律（昭和四十年法律第百三十号）に、
「前条を第六十条に、昭和四十八年改正法

附則第四條を第六十三條に改める。

第十二条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百十五号)の一部

を次のように改正する。

附則第二條第一項中「及び附則第四條」を削る。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第十三条 労働者災害補償保険法等の一部を改正

する法律（昭和五十一年法律第三十二号）の一部

を次のように改正する。

附則第十条中「昭和四十年改正法附則第四十

二条第一項を「労働者災害補償保険法等の一部

を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)
附則第二十六条において「昭和五十五年改正法」

という。附則第十条の規定による改正前の昭和四十一年改正法附則第四十二條第一項に改めらる。

四十一年改正法律附則第四十二條第一項に改める
附則第二十六條中「労働者災害補償保険法の

一部を改正する法律」を「昭和五十五年改正法附則第十一條の規定による改正前の労働者災害補償法」

償保險法の一部を改正する法律」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

和四十五年法律第七十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十五条 船員保險法の一部を改正する法律（昭

和四十八年法律第九十号)の一部を次のように

改正する。

附見第三條を以て之を補ひぬる

第三條 削除

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から第九条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害又は通勤災害に關し、遺族に対して支給する年金額の引上げ、年金たる保険給付等の額の自動的改定要件の緩和その他労働者災害補償保険及び船員保険による保険給付の内容を改善整備するとともに、これらの保険給付と民事損害賠償との調整について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第七号

社会労働委员会議録第一号

昭和五十五年十月十四日

